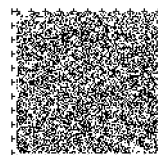


佐賀市障がい者プラン (2024~2029)

概要版



 佐賀市



計画の基本理念・目標



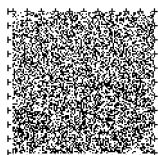
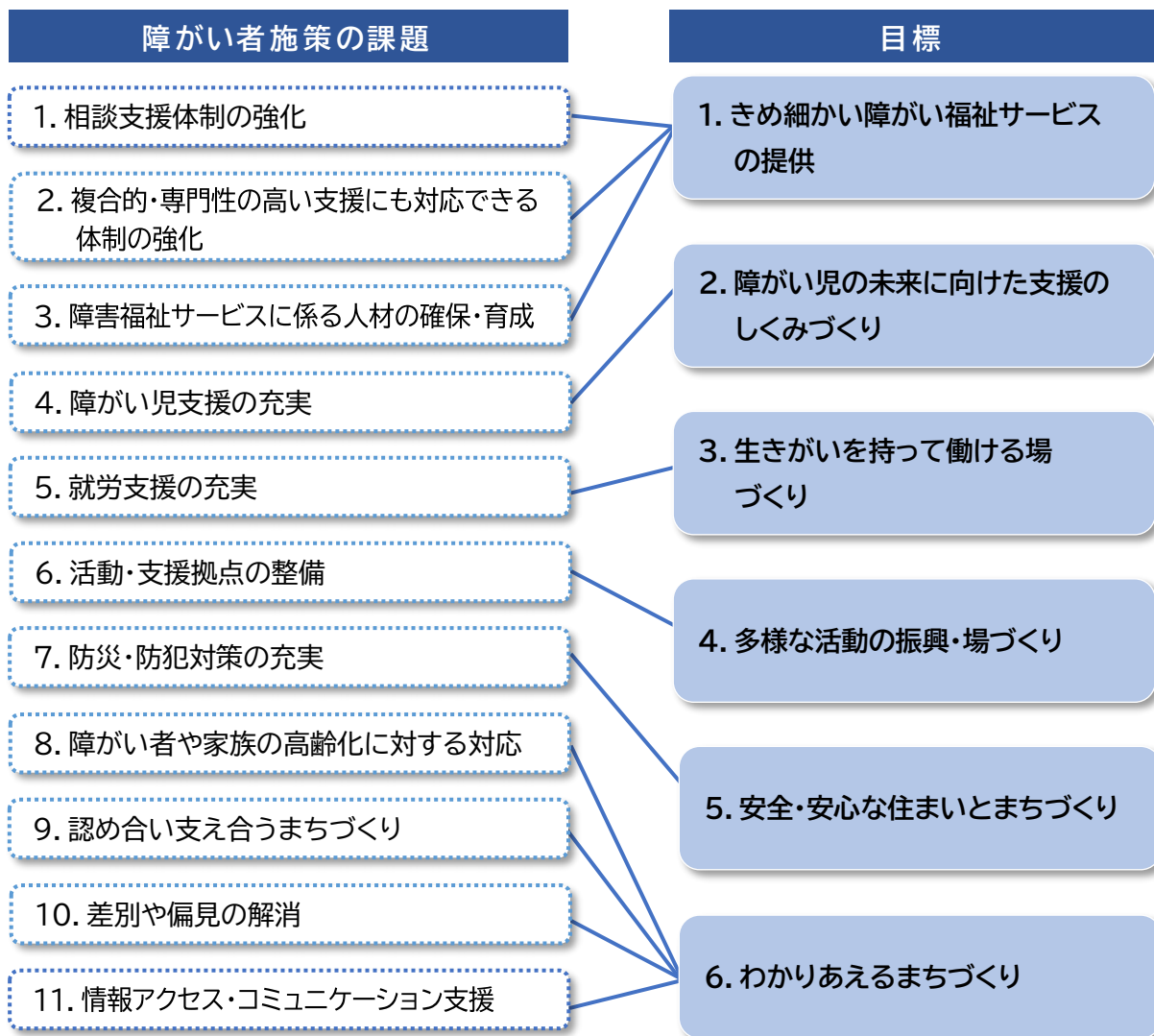
フラットな関わり ふらっとにつながる

本市では、これまで「佐賀市障がい者プラン 2020～2023」に基づき、障害福祉サービスの充実や、障がいのある人の社会参加の推進、差別解消の推進や権利擁護等に努めてきました。

今後、引き続きこれらの取組を進めるとともに、新たな課題を踏まえて更なる充実を図り、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、自らの決定に基づき地域や職場、学校等日常生活のあらゆる場面で合理的配慮や必要な支援を受けながら、障がいのある人がそれぞれに個性や能力を発揮できる「フラットな関わり ふらっとにつながる」共生社会の実現をめざします。

※フラットには、「平ら」という意味のほかにも、「先入観のない」「対等な」などの意味もあります。

今回の基本理念は、性別や年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰とでも分け隔てなく関わり、つながっていくことを意味します。



目標を達成するための取り組み



目標Ⅰ きめ細かい障がい福祉サービスの提供

1. 情報提供の充実

- 障がい者本人の意思による選択や決定等を支援するため、福祉サービスなどの生活に必要な情報をわかりやすく提供し、これを容易に取得できる環境を整えます。
- 国の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」や「佐賀市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(通称:障がいのある人もない人も 心つたわる条例)」の趣旨を踏まえ、障がいの特性に応じた情報提供に取り組みます。

具体的取組

- ・障がい福祉サービスの情報提供
- ・障がいの特性に応じた情報提供

2. 相談支援の充実

- 障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の整備を図ります。
- 多様な障がい等に対応できる相談支援体制の充実に努め、各種相談機関や専門機関と連携した相談支援の推進に取り組みます。
- 重層的支援体制整備事業を活用し、複合的課題や困難事例への支援体制の整備の推進に努めます。
- 自立支援協議会の活動により、関係機関の連携や相談支援体制の強化を図ります。

具体的取組

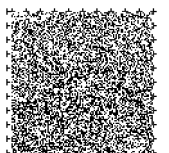
- ・相談支援体制の充実
- ・佐賀地区自立支援協議会の活動の強化

3. 障害福祉サービス等の充実

- 「佐賀市障害福祉計画・佐賀市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の必要量を見込み、その確保のための取組を推進します。
- 安定したサービスの維持・供給、質の高いサービスを提供するために、人材の確保・育成・定着を図り、社会資源の充実に努めます。

具体的取組

- ・障害福祉サービス等の充実
- ・人材の確保と育成の推進
- ・保健・医療・福祉と連携した支援の推進



目標2 障がい児の未来に向けた支援のしくみづくり

1. 障がいの早期発見・早期発達支援の充実

- 発達相談や乳幼児健康診査、また保育所(園)等や学校、かかりつけ小児科医等の連携により、発達の遅れや障がいに早期に気づき、発達支援に円滑につながる体制づくりに努めます。
- 発達の遅れや偏りのあるこどもの保護者に対し、丁寧な情報提供や相談支援に努めるとともに、円滑な発達支援や福祉サービスの利用につながる体制の構築に努めます。

具体的取組

- ・発達相談や乳幼児健康診査の実施
- ・相談・乳幼児健康診査後のフォロー体制の充実
- ・保育・教育機関等との連携
- ・保護者等への支援の充実

2. 障がい児支援の推進

- 障がい児や医療的ケア児等の保育所(園)等での受け入れ体制の整備や、児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児福祉サービスの適切な提供に努めます。
- 多様化する障がい児支援のニーズにきめ細やかに対応できる体制の整備に努めます。また、就学前から就学後・卒業後までを見据えた、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進に努めます。

具体的取組

- ・適切な発達支援の提供
- ・医療的ケア児等への支援の推進
- ・保育所(園)等の受け入れ体制の充実
- ・切れ目のない支援体制づくりの推進

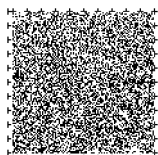
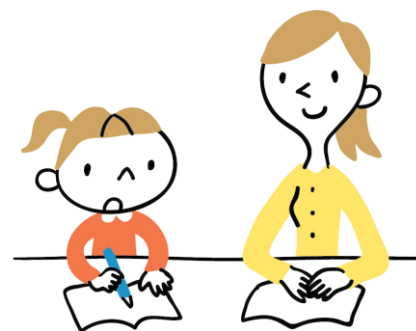


3. 一人ひとりに応じた教育の推進

- こどもの最善の利益を考え、一人ひとりにあった教育が推進されるよう、就学相談や特別支援教育に取り組むとともに、障がいのあるこどもとないこどもが交流し共に学び合うインクルーシブ教育の環境の充実に努めます。

具体的取組

- ・インクルーシブ教育の推進
- ・特別支援教育の推進
- ・就学相談支援の充実
- ・進路相談等の推進
- ・不登校への支援の推進



目標3 生きがいを持って働ける場づくり

1. 就労に関する支援体制の充実

- 一般就労が困難な障がい者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うため、「就労継続支援事業(A型・B型)」の利用を推進していきます。
- 「就労選択支援」を活用し、本人の希望や能力、適性等に応じた就労方法を選択し、「就労移行支援」の利用者数を確保しつつ、「就労定着支援」の活用により、就労に伴う生活面の課題に対応し、就労の継続を支援します。
- 障害者就業・生活支援センター「ワーカーズ・佐賀」を中心に、関係機関と更に連携を図り、新規就労や就労定着に向けた支援を継続するとともに、企業や事業所に対しても障がいのある人の雇用の促進につながる情報提供や啓発活動の充実を図ります。

具体的取組

- ・就労に関する相談支援
- ・学校等と連携した就職支援の推進
- ・就労系サービスの活用

2. 一般就労への支援の連携

- 国県と連携し、障害者雇用率制度の円滑な実施に努めます。
- ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、トライアル雇用事業やジョブコーチ等の制度を活用しながら一般就労への移行を推進します。
- 企業等に対して、障がい者雇用に関する広報・啓発や、各種制度の情報提供等を推進し、障がい者雇用の拡大に努めます。また、障がいのある人が安心して働くことができるよう、就労における合理的配慮の普及に努めます。

具体的取組

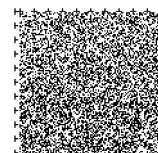
- ・佐賀市における雇用の促進
- ・雇用の拡大に向けた啓発等の推進
- ・関係機関との連携強化

3. 福祉的就労支援の充実

- 就労支援相談員が、就労を希望する障がい者の相談に応じ、障がいの特性や程度などに応じた就労を提案します。
- 一般企業への就労を希望する障がい者には、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業等の利用を推進します。
- 障がいのある人が自信や生きがいを持って社会参加するための選択肢の1つとして、事業所とも連携した「農福連携」の推進を図ります。

具体的取組

- ・就労継続支援事業の利用の支援
- ・工賃向上や物品調達に係る取組の推進
- ・農福連携の推進



目標4 多様な活動の振興・場づくり

1. 文化・芸術活動やスポーツへの参加の促進

- 障がいのある人の多様な個性や感性を表現する場を広げるために、絵画や音楽をはじめとした文化・芸術活動においても、参加や発表の機会の拡大に努めます。
- 市内のスポーツ団体や民間のスポーツクラブ等も含め、障がいのあるなしに関わらず、参加・加入しやすい環境づくりや、参加に向けた情報発信の充実に努めます。

具体的取組

- ・文化・芸術活動の振興
- ・スポーツ・レクリエーション活動の振興

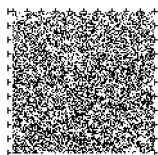


2. 交流活動の振興

- 障がい者や介助者・家族、地域住民が、互いに交流できる機会や場の充実に努めます。
- 障がい者が地域の行事等へ積極的に参加できるように、介助や意思疎通等に関するボランティアの参画に努めます。

具体的取組

- ・当事者間の交流活動の振興
- ・地域との交流活動の振興
- ・介助者・家族等の交流活動の振興
- ・市民活動団体等との協働の仕組みづくり



目標5 安全・安心な住まいとまちづくり

1. 住まいの整備

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市営住宅の活用や、グループホームの供給の拡大、また住宅改修への適切な助成を推進します。

具体的取組

- ・市営住宅の供給
- ・グループホームの充実
- ・住宅改修等への支援の推進

2. バリアフリー化の推進

- 公共施設や道路等においてバリアフリー及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進め、障がいのある人が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。
- 小中学校等の教育現場においても、ユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが過ごしやすく学びやすい環境の整備や、心のバリアフリー教育に取り組みます。

具体的取組

- ・公共施設等のバリアフリー化の推進
- ・交通環境の整備
- ・ユニバーサルデザインの推進

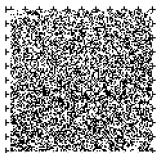
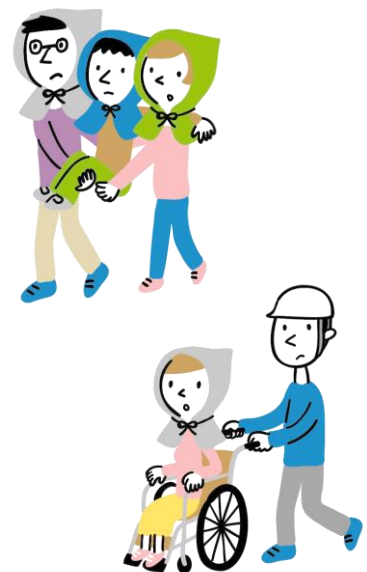


3. 防災・防犯対策の推進

- 災害時の避難に支援を必要とする障がい者が、安全かつ適切に避難できるよう、情報伝達手段の充実や、地域と連携した避難支援体制の整備に努めるとともに、福祉的配慮の整った福祉避難所の検討を進め、安心して過ごせる避難所の充実に努めます。
- 障がい者が、犯罪や消費者トラブルに巻き込まれることがないように、事業者や地域と連携した相談・通報体制の強化に努めます。

具体的取組

- ・災害時の避難支援体制の整備
- ・事前の防災対策の推進
- ・障がいに配慮した避難所運営の充実
- ・犯罪被害の防止に向けた取組の推進



目標6 わかりあえるまちづくり

1. 支え合える地域づくりの推進

- 障がいへの理解・啓発に関する取組を推進します。
- 障がいのある子どもとない子どもが交流し共に学び合うインクルーシブ教育や、福祉教育の充実等を推進することで、互いに認め合い支え合える姿勢を育みます。
- 小中学校等の教育現場において、ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備や授業づくりに取り組み、児童生徒の支え合いの心を育てます。
- 意思疎通に困難のある障がい者について、円滑なコミュニケーションを図るための環境整備に努めます。

具体的取組

- ・地域における見守り・支え合いの推進
- ・福祉教育の推進
- ・地域活動への参加促進

2. 意見・意思尊重の推進

- 市民や事業者の協力を得ながら、障がい者が、個々の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できる環境整備に努めます。
- 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、意思決定のプロセスや方法の工夫、意思疎通への配慮等、可能な限り支援を行い、障がい者の意思を尊重した質の高いサービスが提供できるよう支援に努めます。

具体的取組

- ・意思疎通・意思決定支援の推進

3. 権利擁護・虐待防止の推進

- 障がいへの正しい理解の促進に向けた広報・啓発に努めるとともに、学校における福祉教育の推進を図ります。
- 障害福祉サービスの提供事業所や佐賀地区障がい者権利支援センター等の専門機関とも連携しながら、障がいのある人の権利擁護・虐待防止対策の充実を図ります。

具体的取組

- ・障がいを理由とする差別解消の推進
- ・権利擁護に係る制度の周知の推進
- ・虐待の防止・早期解決に向けた取組の推進
- ・権利擁護に関する広報・啓発の推進



佐賀市障がい者プラン(2024～2029)【概要版】

発行年月 令和6年3月

発行 佐賀市保健福祉部障がい福祉課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

TEL:0952-40-7251 FAX:0952-40-7379

メールアドレス:shogaifukushi@city.saga.lg.jp

<https://www.city.saga.lg.jp/>

